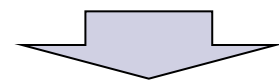


事例

品目別規則(日タイ EPAの例)

リキュール

HS番号・・・22類 (2桁)
22.08項 (4桁)
2208.70 (6桁)



第2208.70号の産品
への他の項の材料
からの変更
(第22.07項の材料
からの変更を除く。)

原産資格割合が40%
以上であること
(第2208.70号の産
品への関税分類の変
更を必要としない。)

又は

(関税分類変更基準)

(付加価値基準)

外務省ウェブサイト(税関ウェブサイトからリンクあり)

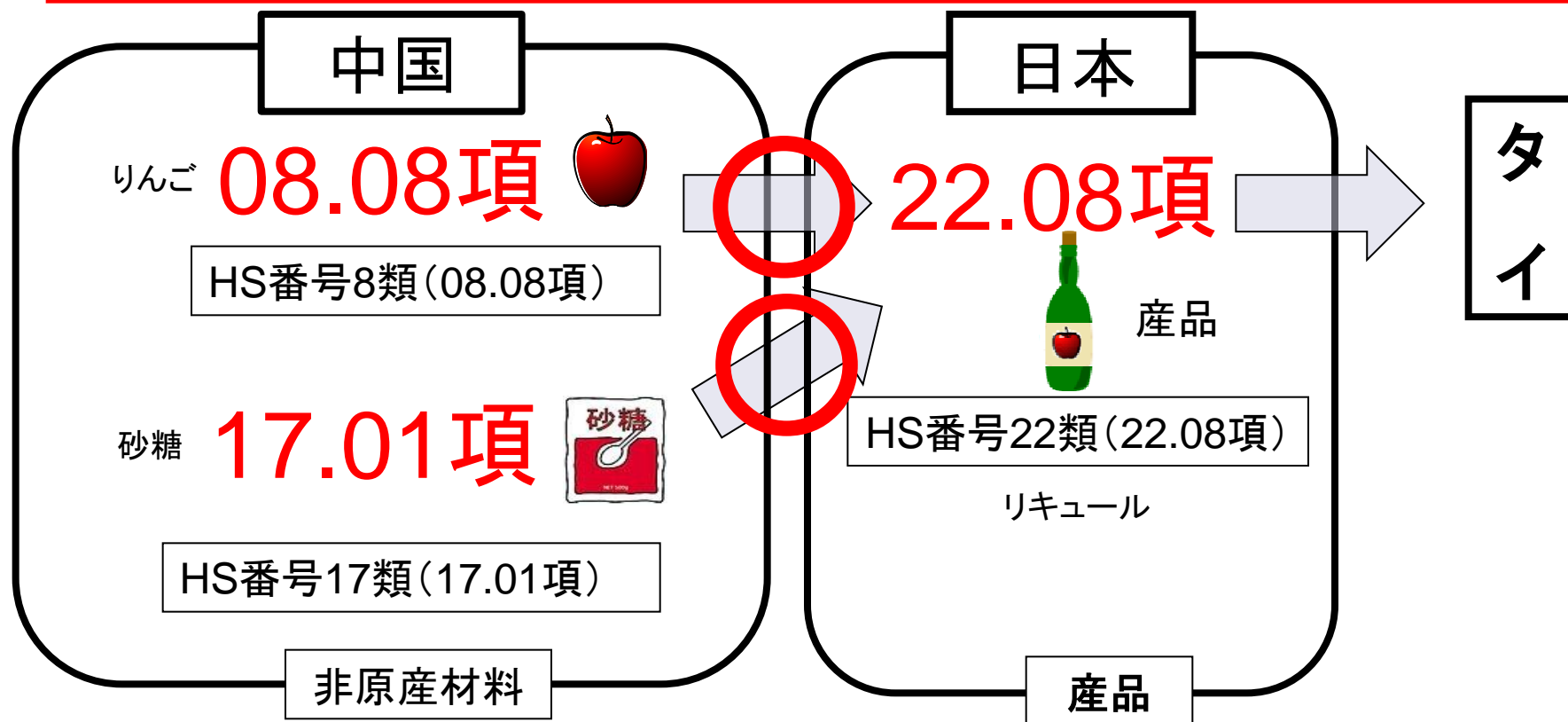
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

第三類 飲料、アルコール及び食酢	<p>第2201・101・2202・101号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第2202・190号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第2203・000号から第2204・290号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第2204・300号から第2206・000号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)</p> <p>第2207項の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第2208・200号から第2208・600号までの各号の産品への他の項の材料からの変更(第2207項の材料からの変更を除く。)</p> <p>第2208・700号の産品への他の項の材料からの変更(第2207項の材料からの変更を除く。)</p> <p>又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第2208・700号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
------------------	--

原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

関税分類変更基準(その1)

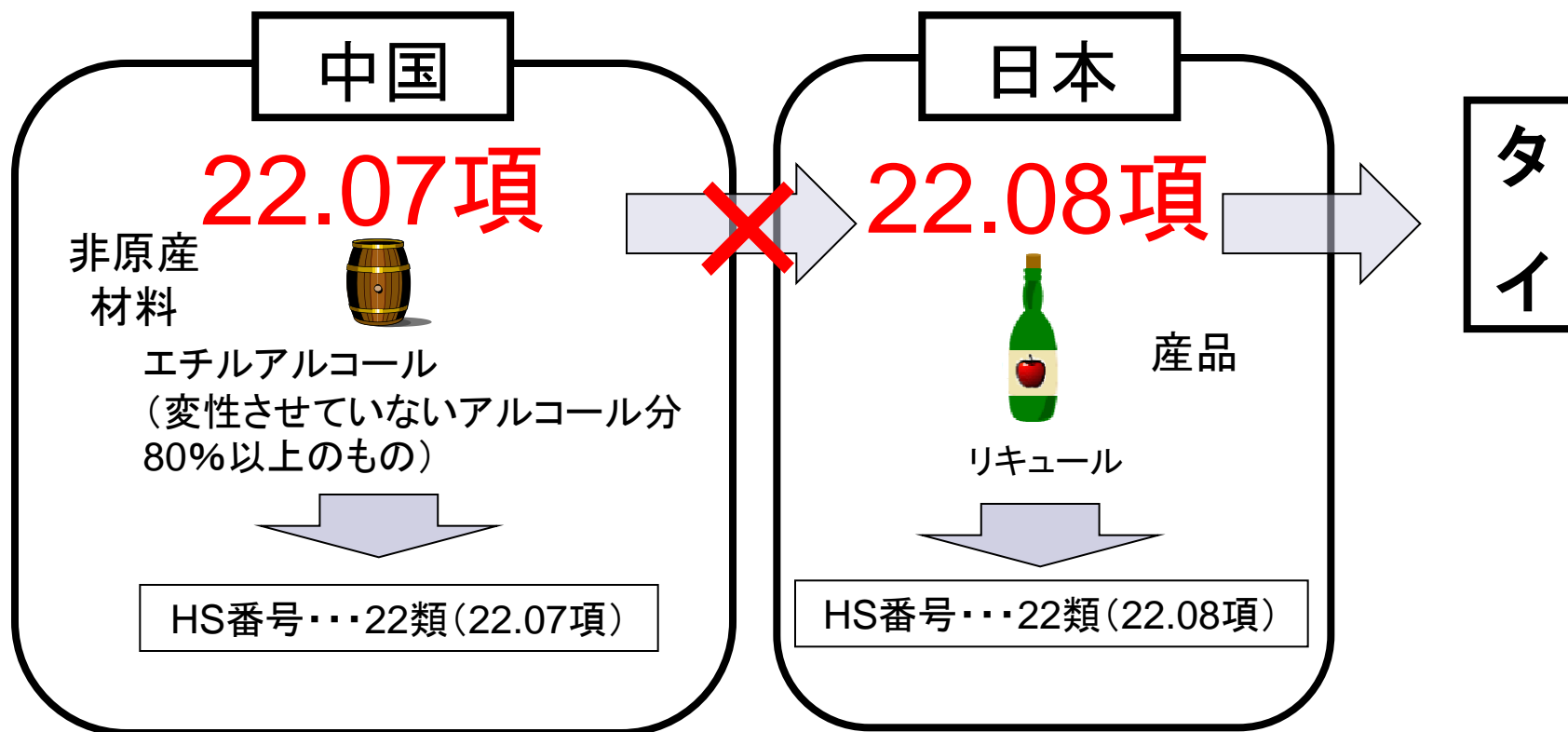
第2208.70号の産品への他の項の材料からの変更(第22.07項の材料からの変更を除く。)



原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

関税分類変更基準(その2)

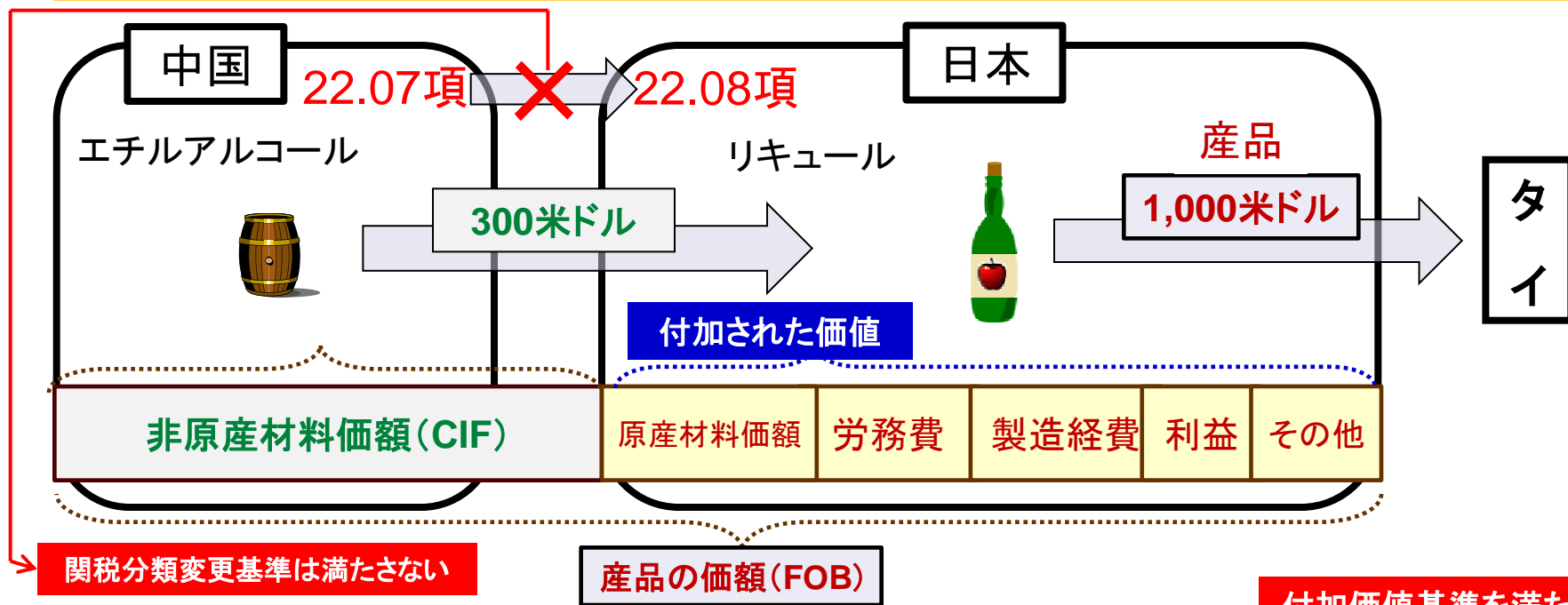
第2208.70号の産品への他の項の材料からの変更(第22.07項の材料からの変更を除く。)



原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

付加価値基準(その1)

原産資格割合が40%以上であること（第2208.70号の産品への関税分類の変更を必要としない。）

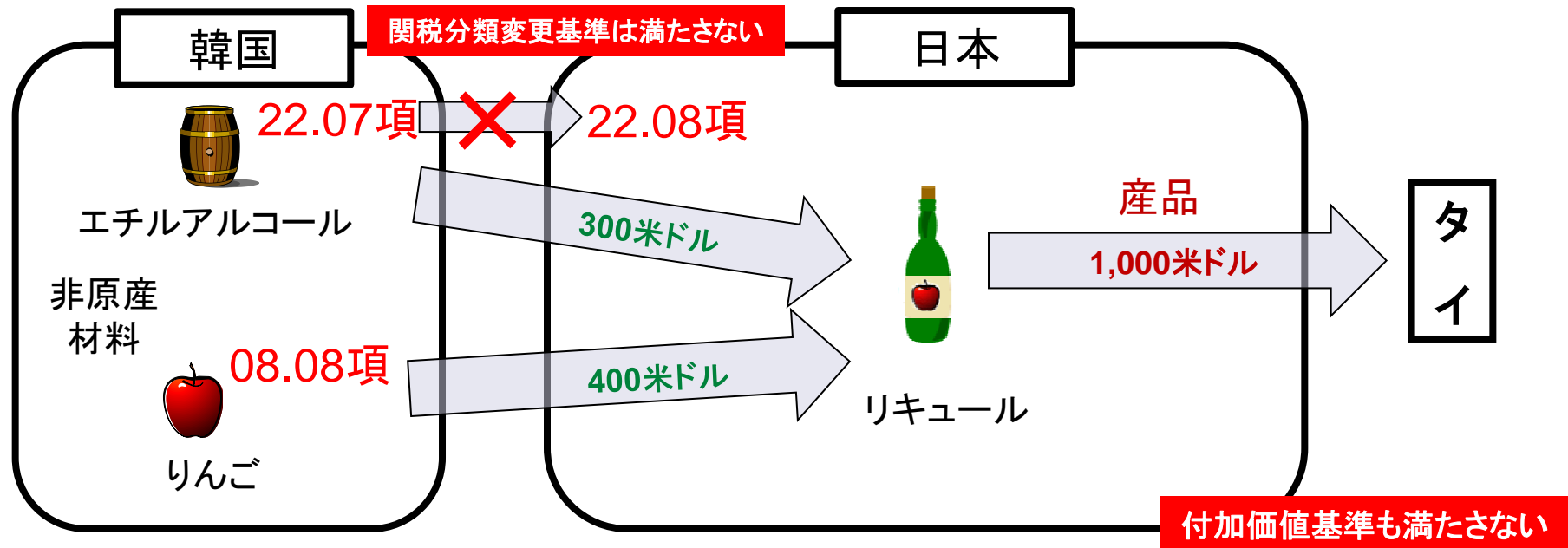


$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} = \frac{1,000 \text{米ドル} - 300 \text{米ドル}}{1,000 \text{米ドル}} = 70\% \geq 40\%$$

原産品(日タイ経済連携協定(EPA)の例)

付加価値基準(その2)

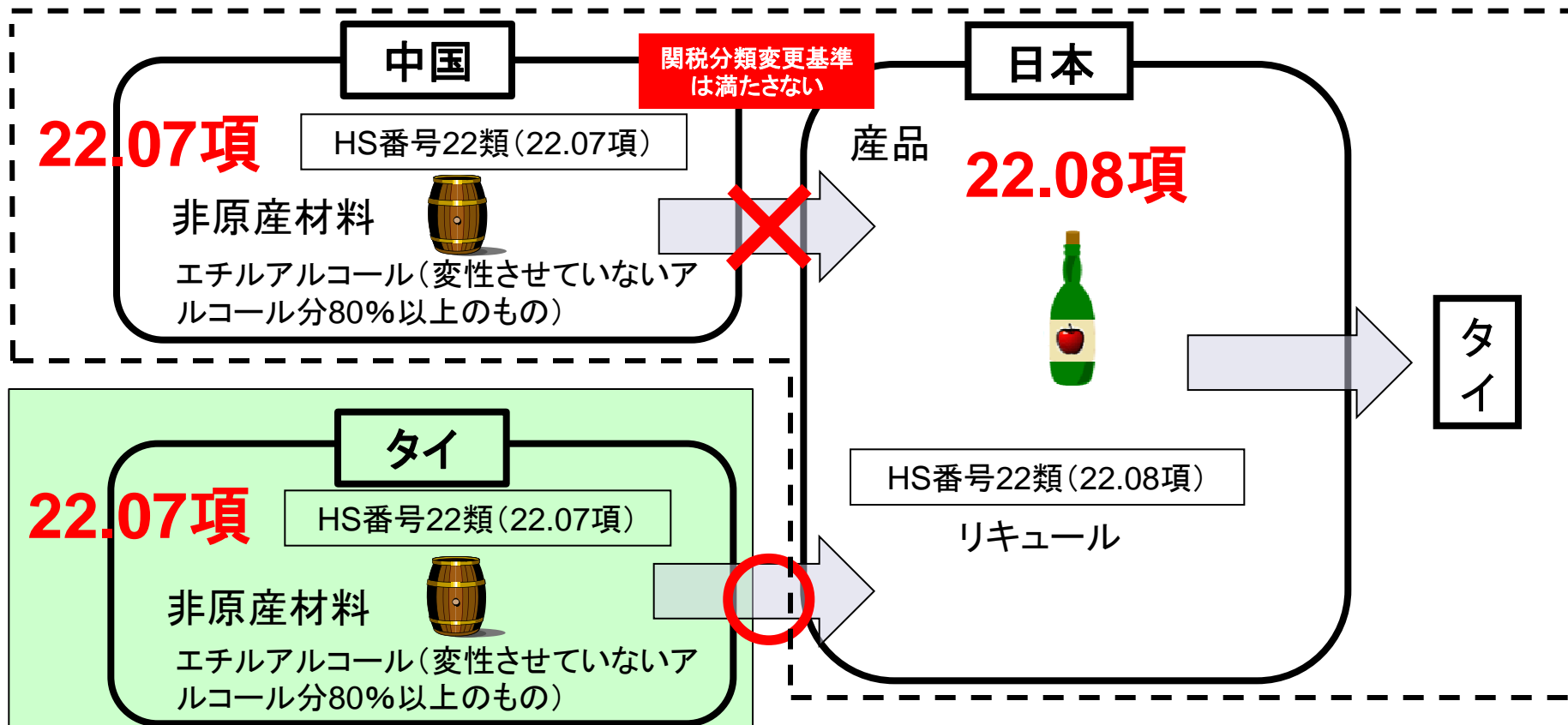
原産資格割合が40%以上であること(第2208.70号の産品への関税分類の変更を必要としない。)



$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} = \frac{1,000\text{米ドル} - 700\text{米ドル}}{1,000\text{米ドル}} = 30\% \not\geq 40\%$$

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

累積の規定（原産品の範囲を広げる規定）



22.07項 HS番号22類(22.07項)

非原産材料 

エチルアルコール(変性させていないアルコール分80%以上のもの)

タイ

品目別規則の関税分類変更基準
 第2208.70号の産品への他の項の材料からの変更(第22.07項の材料からの変更を除く。)

累積の規定

日本にとって非原産品だが、累積の規定により原産品とみなすことができる。

原産品（日タイ経済連携協定（EPA）の例）

僅少の非原産材料（原産品の範囲を広げる規定）

